

平成25年行政事業レビューシート

(内閣府)

<b>事業名</b>	社会資本総合整備事業に必要な経費 (社会資本整備総合交付金)		<b>担当部局</b>	沖縄振興局		<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成24年度～		<b>担当課室</b>	参事官(振興第一担当) 参事官(振興第三担当)		永井 智哉 鈴木 弘之	
<b>会計区分</b>	東日本大震災復興特別会計		<b>政策・施策名</b>	38 沖縄における社会資本等の整備(政策11-施策)			
<b>根拠法令 (具体的な 条項も記載)</b>	沖縄振興特別措置法、道路法、都市公園法、河川法、 海岸法、下水道法、港湾法等		<b>関係する計画、 通知等</b>	沖縄振興基本方針、沖縄振興計画、社会資本整備総合交付 金交付要綱等			
<b>事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)</b>	社会資本整備総合交付金(全国防災)は、地方公共団体等が「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(ハ)に基づいて行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等が図られることを目的とする。						
<b>事業概要 (5行程度以内。 別添可)</b>	<p>地方公共団体等が作成した社会資本総合整備計画(東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業に限定したものに限定。)に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援。</p> <p>東日本大震災の津波による甚大な被害状況や、迅速な避難・救急救援活動による人命確保等の教訓に基づく、堤防等に係る津波対策、緊急輸送道路等に係る耐震対策等のような緊急性の高い事業を対象を限定するとともに、事業着手から1～2年、最長でも集中復興期間中(H27年度まで)に効果が発現する即効性の高い事業を対象を限定し、予算計上している。</p> <p>※内閣府で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。(国土交通省から沖縄県等に交付決定済み)</p> <p>※ 切迫性の高い東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震の対策が必要な区域で行われる事業、地域防災計画に基づく事業等に限定。</p> <p>※ 津波対策の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸堤防や河川の津波遡上区間における河川堤防のかさ上げ、堤防・水門・閘門・樋管・樋管・陸間の耐震・液状化対策、水門・閘門・樋管・樋管の自動化・遠隔操作化、防波堤の整備</li> <li>・ 津波避難施設(避難路、津波タワー、津波避難ビル、避難地や防災拠点となる防災公園)の整備</li> <li>・ 津波災害時の避難所・防災拠点となる建築物の耐震化、津波避難ビルとなる公営住宅の耐震化</li> <li>・ 下水処理施設等下水道施設の耐水化</li> </ul> <p>※ 地震対策の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路・避難路のうち、地震時に不通となる要対策箇所の橋梁耐震化、法面・盛土の防災対策、沿道の住宅・建築物及び避難所の耐震化</li> <li>・ 港湾施設の耐震化</li> <li>・ 重要幹線等の下水道施設の耐震化</li> <li>・ 盛土造成地の滑动崩落対策</li> <li>・ 災害時に被災者の受け入れ先となる公営住宅の耐震化</li> </ul> <p>※ 被災地以外においても、東日本大震災の津波による甚大な被害状況や、迅速な避難・救急救援活動による人命確保等の教訓に基づく、緊急性の高い事業については、復興基本方針に基づき、復興予算として要求したものである。</p> <p>※ なお、これら以外の風水害対策等の防災・減災対策については、一般会計において要求している。</p>						
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・ 執行額 (単位:百万円)</b>		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	-	-	274	0	-
		補正予算	-	-	0	-	-
		繰越し等	-	-	△ 247	247	-
		計	-	-	27	247	-
	執行額	-	-	27	-	-	
執行率(%)	-	-	100.0%	-	-		
<b>成果目標及び 成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	各社会資本総合整備計画において成果目標を設定し、 成果実績を記載  ※成果目標の例 計画名「東日本大震災を教訓とした防災、減災等のた めの道路整備」 災害時等における道路の危険箇所の解消率を0% (H21)から100%(H25)に拡大		成果実績	-	-	-	-
<b>活動指標及び 活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	社会資本総合整備計画数		活動実績 (当初見込 み)	-	-	2	-
<b>単位当たり コスト</b>	13,661(千円/個)		算出根拠	平成24年度当初配分額(27百万円)/平成24年度に社会資本整備総合 交付金が当初配分された計画数(2個)			
<b>平成 25 ・ 26 年度 予算 内訳</b>	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	交付金事業費	0	-				
	計	0	-				

事業所管部局による点検					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			本事業は、東日本大震災の津波による甚大な被害状況や、迅速な避難・救急救援活動による人命確保等の教訓に基づく、堤防等に係る津波対策、緊急輸送道路等に係る耐震対策等のような緊急性の高い事業を対象を限定しており、また、事業着手から1～2年、最長でも集中復興期間中（H27年度まで）に効果が発現する即効性の高い事業を対象を限定しており、優先度の高い事業となっている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	国と地方公共団体等の負担関係は関係法令等に定められており、妥当なものとなっている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。				
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		-		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			本交付金の交付に際しては、事業の実施に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保することを求めている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		○	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金（全国防災）との役割分担については、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業にあっては社会資本整備総合交付金（全国防災）により、「命と暮らしを守るインフラ再構築」、「生活空間の安全確保」に対する集中的支援にあっては防災・安全交付金により、成長力強化や地域活性化等につながる事業にあっては社会資本整備総合交付金により支援しており、それぞれ適切な役割分担となっている。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	0073-①	社会資本総合整備事業に必要な経費（社会資本整備総合交付金）※一般会計計上	沖繩振興局		
0073-②	社会資本総合整備事業に必要な経費（防災・安全社会資本整備交付金）	沖繩振興局			
点検結果	<p>「新仕分け」（平成24年11月16日）の評価結果及び「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」（平成24年11月27日復興推進会議決定）に基づき、全国防災予算について平成25年度からは、「巨大津波による被害を受けて新たに認識された技術上の課題に対応するための公共事業であって、大規模地震の対策地域において、東日本大震災の最大の教訓である素早い避難の確保を後押しする観点から実施され、集中復興期間中に完了するもの（具体的には、河川の津波遡上対策、海岸堤防・防波堤の粘り強い構造の確保・耐震対策、水門等の自動化・遠隔操作化、高台道路への避難階段の付加）」について、厳しい絞込みを行った上で計上することとされたため、平成25年度予算において本交付金については全国防災予算の計上を行わなかった。</p> <p>※予算の執行状況については、沖繩総合事務局を通じて確認している。</p>				
外部有識者の所見					
<p>「効率性」の説明が、「国と地方公共団体等の負担関係は関係法令等に定められており、妥当なものとなっている。」と書かれていますが、これは手続きの適正性の議論であり、コストの縮減や節約に資する議論ではありません。コストの面で十分に合理的かという点を記述いただければと思います。また、「有効性」については、「本交付金の交付に際しては、事業の実施に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保することを求めている。」と書かれていますが、これは効率性の議論の一部ではないかと思われます。防災・減災にかかる全国的に緊急性の高い事業を実施されているということですので、想定被害額の減少などの経済効果を議論することができるのではないかと考えます。</p>					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	今後の関係施策の推進に資するよう、事業の成果について適切に検証すべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、今後の関係施策の推進に資するよう、事業成果の適切な検証に努めたい。				
備考					
<p>○行政刷新会議「新仕分け」（平成24年11月16日（金））「復興④：公共事業（全国防災）」</p> <p>【評価結果】</p> <p>「公共事業（全国防災）の復興特別会計での対応について」</p> <p>全国防災事業については、東日本大震災の教訓をもとに津波に対する課題への対応の必要性が新たに認識されたものや緊急性、即効性が極めて高いものに限り、例外的に復興特別会計での計上を認める。</p>					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	—	平成23年	114	平成24年	新24-0025

※平成24年度実績を記入。

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

内閣府  
27百万円

〔社会資本整備総合交付金予算の移替〕



国土交通省  
27百万円

〔社会資本総合整備計画単位で配分〕



【補助】

A.久米島町  
(1町)  
27百万円

〔交付金事業(基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業)の実施〕

<久米島町の場合>

【実施される交付金事業】

計画名:  
「東日本大震災を教訓とした防災、  
減災等のための道路整備」  
27百万円

【事業費内訳】

工事費	129百万円
本工事費	93百万円
測量設計費	36百万円
合計	129百万円

交付決定ベースであるため、合計額が社会資本総合整備計画の金額とは一致しない。

A. 久米島町			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
交付金事業費	東日本大震災を教訓とした防災、減災等のための道路整備	27			
計		27	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	久米島町	東日本大震災を教訓とした防災、減災等のための道路整備	27	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					